

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第6項の規定により、鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めたので告示する。

平成23年2月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者

日本放送協会鳥取放送局

株式会社山陰放送

山陰中央テレビジョン放送株式会社

日本海テレビジョン放送株式会社